# 露店開設に伴う火災予防について!

### 1 発電機の使用について

★ <u>発電機の使用は、できる限り控えるとともに送電電気を利用するように</u> してください。

やむを得ず発電機を使用する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 発電機は、燃料容器、LPボンベ、可燃物等から離してください。
- (2) 事前に十分給油し、途中で給油の必要がないようにしてください。
- (3) 給油が必要な場合は、機器を停止させ、観客等から離れた安全場所で、燃料容器の 圧力調整弁等により容器の内圧を抜いてから給油してください。
- (4) 燃料容器は消防法に定められた容器で、火気から離れ、高温や直射日光の当たらない場所で密栓し貯蔵してください。

#### 2 火気器具の使用について

- (1) 器具の使用方法を十分理解し、不燃性の床、台又は板の上で使用してください。
- (2) 器具の近くには、可燃物を置かないようにしてください。
- (3) 消火器を準備して使用してください。

#### 3 LPガスボンベの使用について

- (1) LPガスボンベは、火気器具等から2m以上離し、直射日光の当たらない通気の良い場所で、転倒しないように設置してください。
- (2) ガスのゴムホースは、ひび割れ等の劣化がないものを使用してください。
- (3) ガスのゴムホースは、ホースバンド等で締め付け接続してください。
- (4) ガスのゴムホースは、適正な長さで使用してください。

#### 4 その他

「露店開設自主点検票」で自主点検してください。

## 宮津与謝消防組合消防本部(署)